大阪広域環境施設組合公平委員会公開口頭審理の傍聴に関する規則

平成27年4月1日公平委員会規則第4号

最終改正:令和元年9月30日

- 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第5項の規 定に基づき、公平委員会(以下「委員会」という。)の行う公開口頭審理(以 下「審理」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 審理を傍聴しようとする者は、委員会が、傍聴席の数に応じて発行する傍聴券の交付を受けなければならない。
- 2 傍聴券は、審理開始前に審理場入口において交付することを例とする。
- 3 傍聴者が入場するときは、傍聴券を係員に示し、その指示に従わなければ ならない。
- 第3条 次の各号の1に掲げる者には、傍聴を許さない。
 - (1) 凶器その他危険のおそれのあるものを携帯する者
 - (2) 旗、プラカード等を携帯する者
 - (3) 異様な服装をした者又は酒気を帯びた者
 - (4) 前各号のほか、委員会において入場を不適当と認める者
- 第4条 傍聴者は、傍聴席以外の審理場に入ってはならない。
- 第5条 傍聴者は、場内において次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに自席を離れないこと
 - (2) 異様な服装をしないこと
 - (3) 喫煙をしないこと
 - (4) 飲食その他不体裁な行状をしないこと
 - (5) 審理中に発言し又は拍手をしないこと
 - (6) 私語、かん声、放歌その他審理の妨害になるような行為をしないこと
 - (7) 委員会委員長の命令及び係員の指示に従うこと
 - (8) 前各号のほか、審理の進行を妨げ場内の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと

- 第6条 委員会委員長は、この規則に違反したと認める者に対しては、注意を 促し、なお、改めないときは退場を命ずる。
- 2 前項の規定により退場を命ぜられた者には、当日再び傍聴することを許さないことができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月30日公平委員会規則第1号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。